

札幌市日常生活支援住居施設認定運営指導要綱

令和2年12月11日

保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活支援住居施設（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設をいう。以下同じ。）の認定及び運営並びに指導検査について必要な事項を定め、施設の入所者が安心して生活を営むことができるよう、適切な利用の確保を図ることを目的とする。

2 この要綱は、法、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。）並びに札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年条例第6号。以下「条例」という。）の趣旨に基づき、一体となって解釈、運用されなければならない。

(定義)

第2条 この要綱、札幌市日常生活支援住居施設認定運営手続要領及び札幌市日常生活支援住居施設指導検査実施要領で使用する用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、法、社会福祉法、要件省令及び条例で使用する用語の例による。

- (1) 認定申請者 札幌市内で日常生活支援住居施設の認定を受けようとする施設の設置者
- (2) 認定者 札幌市内で日常生活支援住居施設の認定を受けた施設の設置者
- (3) 報告 社会福祉法第70条に規定する報告
- (4) 実地検査 社会福祉法第70条に規定する検査

(事前相談)

第3条 認定申請者は、要件省令第2条第1項の申請を行う前に、市長に事前相談を行うものとする。

(申請)

第4条 認定申請者が、要件省令第2条第1項の申請を行う場合は、市長に申

請するものとする。

- 2 認定申請者が、生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。）の5（1）の支援体制加算及び宿直体制加算の要件に該当する場合は、前項の申請と併せて市長に申請するものとする。
- 3 認定者が、新年度に支弁基準5（1）の支援体制加算及び宿直体制加算の要件に該当する場合は、新年度の4月末日までに、市長に申請するものとする。
- 4 支弁基準5（1）の支援体制加算又は宿直体制加算の要件を満たさなくなった場合は、認定者は要件を満たさなくなってから10日以内に、市長に申請するものとする。

（申請に対する処分）

第5条 市長が、前条第1項の申請を受けて、法第30条第1項ただし書きによる認定を行う場合は、認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長が、前条第2項から第4項の申請を受けて、支弁基準5（1）の支援体制加算及び宿直体制加算を認定又は変更する場合は、認定申請者又は認定者に通知するものとする。

- 3 市長が、前条第1項の申請を受けて、法第30条第1項ただし書きによる認定を行わない場合は、認定申請者に通知するものとする。

（審査基準）

第6条 要件省令第1条第1項第3号に規定する施設の認定に当たっては、条例に定める基準並びに要件省令第3章及び第4章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準を、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第5条第1項の審査基準とする。

（変更）

第7条 認定者が、要件省令第2条第3項の変更を行う場合は、変更から10日以内に、市長に届出するものとする。

（認定の辞退）

第8条 認定者が、要件省令第5条第1項の辞退を行う場合は、辞退する3月

以上前に、市長に届出するものとする。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、要件省令第6条第1項の規定により日常生活支援住居施設の認定を取り消し、又は認定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、認定者に通知するものとする。

(指導)

第10条 市長は、この要綱の目的を達成するため、日常生活支援住居施設の認定及び運営に関する必要な指導を、その認定申請者又は認定者に対し行うことができる。

2 市長は、実地検査を行うときには、認定申請者又は認定者に事前に通知するものとする。

3 その他実地検査の具体的な内容等については、別に定める。

(手続等)

第11条 日常生活支援住居施設の認定及び運営並びに指導検査に関する具体的な手続等については、別に定める。

(市の責務)

第12条 市長は、日常生活支援住居施設の性格、入所に当たっての留意事項、入所者保護のための制度及び市内の日常生活支援住居施設の現況等の情報公開や日常生活支援住居施設の入所希望者が適切な選択を行える体制づくりの整備に努めるものとする。

(関係機関との情報共有)

第13条 市長は、日常生活支援住居施設の認定及び運営並びに指導検査に関する状況について、本市の福祉部局、消防部局及び建築部局で情報共有する。

(その他)

第14条 その他必要な事項については、この要綱の定めによるもののほか別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月11日から施行する。